

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加須市は、生活保護に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

加須市長

公表日

令和7年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	加須市は、生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助などの必要な保護を行い、自立を助長する。また、受給者の資力等の状況により保護費の返還又は徴収に関する事務を実施 ② 安定した職業についたことにより生活保護が廃止となった世帯からの申請を受け、世帯の保護廃止月の前6か月間における各月の就労収入額に算定率を乗じて算定した就労自立給付金を支給する事務 ③ 生活保護世帯の子どもの自立を助長するため、高校等を卒業し、直ちに大学へ入学する場合又は就職する場合、進学又は就職する本人へ新生活立ち上げ費用として進学・就職準備給付金を支給する事務 ④ 医療扶助オンライン資格確認に関する以下の事務 ・生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者向け中間サーバー等における資格履歴の確認 ・医療保険者向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 番号利用法別表に基づき、当市は生活保護に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	1. 生活保護システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)生活保護受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）第9条第1項 別表の23の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（新情報連携主務省令）第2条の表（13、14、18、20、40、42、48、49、53、69、74、76、86、87、89、96、125、128、132、141、144、151、155、158の項） 【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（新情報連携主務省令）第2条の表（42の項） ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	加須市役所 福祉部 生活福祉課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111（代表）
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	加須市役所 福祉部 生活福祉課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111（代表）
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書] 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	次のような対策を講じていることから、対策は「十分である」と考えられる。 ・特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管する。 ・USB メモリは、事前に許可を得た媒体に限定するとともに、パスワードによる保護等を行う。 ・特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管する。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の25の項、内閣府・総務省令第15	・番号法第9条第1項 別表第一の15の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条	事後	記載内容の見直し
平成28年6月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の9の項、内閣府・総務省令第7号第8条第1、2号 別表第二の10の項、内閣府・総務省令第7号第9条第1、2、3号 別表第二の14の項、内閣府・総務省令第7号第11条 別表第二の16の項、内閣府・総務省令第7号第12条第1、2、3号 別表第二の24の項、内閣府・総務省令第7号第17条 別表第二の26の項、内閣府・総務省令第7号第19条 別表第二の27の項、内閣府・総務省令第7号第20条第4、5、6、7、9、10号 別表第二の28の項、内閣府・総務省令第7号第21条第1、4、5、7、8、9号 別表第二の31の項、内閣府・総務省令第7号第22条第2、3、4、5、7号 別表第二の54の項、内閣府・総務省令第7号第28条第1、2、3、4、5、7、8、9号 別表第二の61の項、内閣府・総務省令第7号第32条第1、2号 別表第二の62の項、内閣府・総務省令第7号第33条 別表第二の64の項、内閣府・総務省令第7号第35条 別表第二の70の項、内閣府・総務省令第7号第39条第1号 別表第二の87の項、内閣府・総務省令第7号第44条第1号 別表第二の94の項、内閣府・総務省令第7号第47条第2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号 別表第二の104の項、内閣府・総務省令第7号第52条 別表第二の106の項、内閣府・総務省令第7号第53条第1、2、3号 別表第二の108の項、内閣府・総務省令第7号第55条第1、2、3、4号 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項、内閣府・総務省令第19条	・番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116及び120の項 【情報照会】26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】 第8条,第9条,第11条,第12条,第17条,第19条,第20条,第21条,第22条,第28条,第32条,第33条,第35条,第39条,第44条,第47条,第52条,第53条及び第55条 【情報照会】第19条	事後	記載内容の見直し
平成28年6月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	羽鳥 智文	柿沼 峯一	事後	所属長の変更
平成28年6月15日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	住所:埼玉県加須市下三俣290番地	住所:埼玉県加須市三俣二丁目1番地1	事後	住所の変更
平成28年6月15日	I 関連情報 8. 連絡先	住所:埼玉県加須市下三俣290番地	住所:埼玉県加須市三俣二丁目1番地1	事後	住所の変更
平成28年6月15日	II しい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成28年6月15日	II しい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	II しい値判断項目 1. 対象人数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	II しい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116及び120の項 【情報照会】26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】 第8条,第9条,第11条,第12条,第17条,第19条,第20条,第21条,第22条,第28条,第32条,第33条,第35条,第39条,第44条,第47条,第52条,第53条及び第55条 【情報照会】第19条	・番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116及び120の項 【情報照会】26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】 第8条,第9条,第11条,第12条,第17条,第19条,第20条,第21条,第22条,第26条の4,第28条,第32条,第33条,第35条,第39条,第44条,第47条,第52条,第53条,第55条及び第59条の2 【情報照会】第19条	事後	法令の改正
平成30年6月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部 社会福祉課	福祉部 生活福祉課	事後	部署名の変更
平成30年6月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	柿沼 峯一	生活福祉課長	事後	記載項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請求	加須市役所 福祉部 社会福祉課	加須市役所 福祉部 生活福祉課	事後	部署名の変更
平成30年6月29日	I 関連情報 8. 連絡先	加須市役所 福祉部 社会福祉課	^	事後	部署名の変更
平成30年6月29日	II じきい値判断項目 1. 対象 人数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	II じきい値判断項目 2. 取扱 者数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87, 90,94,104,106,108,116及び120の項 【情報照会】26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】 第8条,第9条,第11条,第12条,第17条,第19条,第 20条,第21条,第22条,第26条の4,第28条,第32条, 第33条,第35条,第39条,第44条,第47条,第52条, 第53条,第55条及び第59条の2 【情報照会】第19条	・番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 9,10,14,16,18,20,24,26,27,28,30,31,38,50,54,61,62, 64,70,87,90,94,104,106,108,116及び119の項 【情報照会】26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】 第8条,第9条,第11条,第12条,第13条,第14条,第 17条,第19条,第20条,第21条,第22条,第24条,第 26条の4,第28条,第32条,第33条,第35条,第39条, 第44条,第47条,第52条,第53条,第55条,第59条 の2,及び第59条の3 【情報照会】第19条	事後	法令の改正
令和1年6月28日	II じきい値判断項目 1. 対象 人数	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	II じきい値判断項目 2. 取扱 者数	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	「IVリスク対策」を追加	—	新設されたリスク対策の実施状況の記載	事後	リスク対策に係る評価項目の 新設
令和1年12月24日	II じきい値判断項目 1. 対象 人数	令和1年5月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和1年12月24日	II じきい値判断項目 2. 取扱 者数	令和1年5月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和2年12月23日	II じきい値判断項目 1. 対象 人数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正
令和2年12月23日	II じきい値判断項目 2. 取扱 者数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正
令和3年12月22日	II じきい値判断項目 1. 対象 人数	令和2年10月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	時点修正
令和3年12月22日	II じきい値判断項目 2. 取扱 者数	令和2年10月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	時点修正
令和3年12月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87, 90,94,104,106,108,116及び119の項 【情報照会】26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】 第8条,第9条,第11条,第12条,第17条,第19条,第 20条,第21条,第22条,第26条の4,第28条,第32条, 第33条,第35条,第39条,第44条,第47条,第52条, 第53条,第55条,第59条の2及び第59条の3 【情報照会】第19条	・番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】 9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87, 90,94,104,106,108,116及び120の項 【情報照会】26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】 第8条,第9条,第11条,第12条,第17条,第19条,第 20条,第21条,第22条,第26条の4,第28条,第32条, 第33条,第35条,第39条,第44条,第47条,第52条, 第53条,第55条,第59条の2及び第59条の3 【情報照会】第19条	事後	法令の改正
令和5年1月1日	II じきい値判断項目 1. 対象 人数	令和3年10月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	時点修正
令和5年1月1日	II じきい値判断項目 2. 取扱 者数	令和3年10月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】 9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116及び120の項 【情報照会】26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 【情報提供】 第8条,第9条,第11条,第12条,第17条,第19条,第20条,第21条,第22条,第26条の4,第28条,第32条,第33条,第35条,第39条,第44条,第47条,第52条,第53条,第55条,第59条の2及び第59条の3 【情報照会】第19条	・番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】 9,10,14,16,18,20,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,113,116及び120の項 【情報照会】26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 【情報提供】 第8条,第9条,第11条,第12条,第13条,第14条,第17条,第19条,第20条,第21条,第22条,第23条,第24条,第26条の4,第27条,第28条,第32条,第33条,第35条,第39条,第44条,第47条,第52条,第53条,第55条,第59条の2及び第59条の3 【情報照会】第19条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第9条	事前	公金受取口座の利用開始に伴う修正
令和5年11月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	加須市は、生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助などの必要な保護を行い、自立を助長する。また、受給者の資力等の状況により保護費の返還又は徴収に関する事務を実施する。 番号法の別表第二に基づいて、当市は生活保護に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	加須市は、生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助などの必要な保護を行い、自立を助長する。また、受給者の資力等の状況により保護費の返還又は徴収に関する事務を実施する。 番号法の別表第二に基づいて、当市は生活保護に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 医療扶助オンライン資格確認に関する以下の事務を実施する。 ・生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者向け中間サーバー等における資格履歴の確認 ・医療保険者向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	事前	生活保護の医療扶助のオンライン資格確認導入に伴う変更
令和5年11月29日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年12月1日時点	令和5年10月1日時点	事後	時点修正
令和5年11月29日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年12月1日時点	令和5年10月1日時点	事後	時点修正
令和5年11月29日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○] 委託しない	[2) 十分である]	事前	生活保護の医療扶助のオンライン資格確認導入に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	加須市は、生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助などの必要な保護を行い、自立を助長する。また、受給者の資力等の状況により保護費の返還又は徴収に関する事務を実施する。 番号法の別表第二に基づいて、当市は生活保護に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 医療扶助オンライン資格確認に関する以下の事務を実施する。 ・生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者向け中間サーバー等における資格履歴の確認 ・医療保険者向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	加須市は、生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助などの必要な保護を行い、自立を助長する。また、受給者の資力等の状況により保護費の返還又は徴収に関する事務を実施 ② 安定した職業についたことにより生活保護が廃止となった世帯からの申請を受け、世帯の保護廃止月の前6か月間における各月の就労収入額に算定率を乗じて算定した就労自立給付金を支給する事務 ③ 生活保護世帯の子どもの自立を助長するため、高校等を卒業し、直ちに大学へ入学する場合、進学する本人へ新生活立ち上げ費用として進学準備給付金を支給する事務 ④ 医療扶助オンライン資格確認に関する以下の事務 ・生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者向け中間サーバー等における資格履歴の確認 ・医療保険者向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 番号法の別表第二に基づいて、当市は生活保護に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事前	令和6年6月から情報連携が開始されることによる事務の追加
令和6年1月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二【情報提供】9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116及び120の項【情報照会】26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)【情報提供】第8条,第9条,第11条,第12条,第17条,第19条,第20条,第21条,第22条,第25条,第26条の4,第28条,第32条,第33条,第35条,第39条,第44条,第47条,第52条,第53条,第55条,第59条の2及び第59条の3【情報照会】第19条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	・番号法第19条第8号 別表第二【情報提供】9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,42,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,113,116及び120の項【情報照会】26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)【情報提供】第8条,第9条,第11条,第12条,第17条,第19条,第20条,第21条,第22条,第25条,第26条の4,第28条,第32条,第33条,第35条,第39条,第44条,第47条,第52条,第53条,第55条,第59条の2の2及び第59条の3【情報照会】第19条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事後	見直しに伴い修正
令和7年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の15の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第9条第1項 別表の23の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条	事後	根拠法令の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】 9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,42,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,113,116及び120の項 【情報照会】26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】 第8条,第9条,第11条,第12条,第17条,第19条,第20条,第21条,第22条,第25条,第26条の4,第28条,第32条,第33条,第35条,第39条,第44条,第47条,第52条,第53条,第55条,第59条の2の2及び第59条の3 【情報照会】第19条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(新情報連携主務省令)第2条の表(13、14、18、20、40、42、48、49、53、69、74、76、86、87、89、96、125、128、132、141、144、151、155、158の項)) 【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(新情報連携主務省令)第2条の表(42の項)) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	根拠法令の変更
令和7年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	加須市は、生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ① 生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助などの必要な保護を行い、自立を助長する。また、受給者の資力等の状況により保護費の返還又は徴収に関する事務を実施 ② 安定した職業についたことにより生活保護が廃止となった世帯からの申請を受け、世帯の保護廃止月の前6か月間における各月の就労収入額に算定率を乗じて算定した就労自立給付金を支給する事務 ③ 生活保護世帯の子どもの自立を助長するため、高校等を卒業し、直ちに大学へ入学する場合、進学する本人へ新生活立ち上げ費用として進学準備給付金を支給する事務 ④ 医療扶助オンライン資格確認に関する以下の事務 ・生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者向け中間サーバー等における資格履歴の確認 ・医療保険者向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 番号利用法別表に基づき、当市は生活保護に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	加須市は、生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ① 生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助などの必要な保護を行い、自立を助長する。また、受給者の資力等の状況により保護費の返還又は徴収に関する事務を実施 ② 安定した職業についたことにより生活保護が廃止となった世帯からの申請を受け、世帯の保護廃止月の前6か月間における各月の就労収入額に算定率を乗じて算定した就労自立給付金を支給する事務 ③ 生活保護世帯の子どもの自立を助長するため、高校等を卒業し、直ちに大学へ入学する場合又は就職する場合、進学又は就職する本人へ新生活立ち上げ費用として進学・就職準備給付金を支給する事務 ④ 医療扶助オンライン資格確認に関する以下の事務 ・生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者向け中間サーバー等における資格履歴の確認 ・医療保険者向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 番号利用法別表に基づき、当市は生活保護に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	生活保護法の一部改正に伴う変更(進学準備給付金⇒進学・就職準備給付金)
令和7年9月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年10月1日時点	令和6年12月1日時点	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年9月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年10月1日時点	令和6年12月1日時点	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年9月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	【評価】 十分である 【判断の根拠】 マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年9月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	【最も優先度が高いと考えられる対策】 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 【評価】 十分である 【判断の根拠】 次のような対策を講じていることから、対策は「十分である」と考えられる。 ・特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管する。 ・USB メモリは、事前に許可を得た媒体に限定するとともに、パスワードによる保護等を行う。 ・特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管する。	事前	標準化対応に伴う評価の再実施